

第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画

素案たたき台

令和6年10月現在
多賀城市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の推進体制	3
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
1 人口・世帯などの状況.....	4
2 子どもや保護者の状況.....	6
3 第2期計画の達成状況	10
4 アンケート調査からみる子ども・子育ての状況.....	23
5 子ども・子育て支援における課題.....	29
第3章 量の見込みと確保の内容	30
1 量の見込みの考え方	30
2 教育・保育提供区域の考え方	32
3 計画期間中の児童人口の推計	33
4 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容.....	34
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	37
6 教育・保育の提供体制の確保	62
7 産後の休業及び育児休業後における事業の円滑な利用	64
8 児童虐待防止対策の推進.....	65
9 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	65
10 障害児施策の充実等	65
11 仕事と生活の調和の実現のための支援.....	66
資 料	67
1 計画の策定体制	67
2 国の動向.....	68
3 用語解説.....	69

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組みや、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、ならびに子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りとした、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討、また平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。）」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組みが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応を主とした「多賀城市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定するとともに、その計画的な推進に取り組んできました。

このたび、令和6年度に「第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることから、本市の実情を踏まえながら、「第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

また、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて、こども基本法で示されている自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

本市では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「（仮称）多賀城市こども計画」を将来的に策定していくことを見据え、本計画においては、「こども大綱」の内容を踏まえて策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる法定計画で、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備その他この法律に基づく事業を円滑に実施するため、計画的に推進を図るものです。

令和6年度が第2期計画の最終年度となることから、令和7年度を始期とする第3期計画として策定するものです。

また、本計画は、上位計画にあたる「第六次多賀城市総合計画」や「多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」「多賀城市子どもの貧困対策計画」をはじめとしたこども施策に関連する計画、今後策定を予定している「（仮称）多賀城市こども計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年を一期として策定するものとされていることを踏まえ、本計画においても令和7年度から令和11年度までの5年間を計画年度として策定します。

また、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化や、実態と乖離が生じた場合は、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第1期計画															
				第1次計画 評価・検証	第2期計画										
				第2次計画 策定											
									第2次計画 評価・検証	第3期計画					
									第3次計画 策定						
														第3次計画 評価・検証	次期 計画
														次期計画 策定	

4 計画の推進体制

(1) 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、「多賀城市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価見直し（PDCAサイクルの実践）を行い、より実効性のある施策展開を図ります。

(2) 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況などを確認しながら、「多賀城市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

第2章

本市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯などの状況

(1) 総人口と将来推計

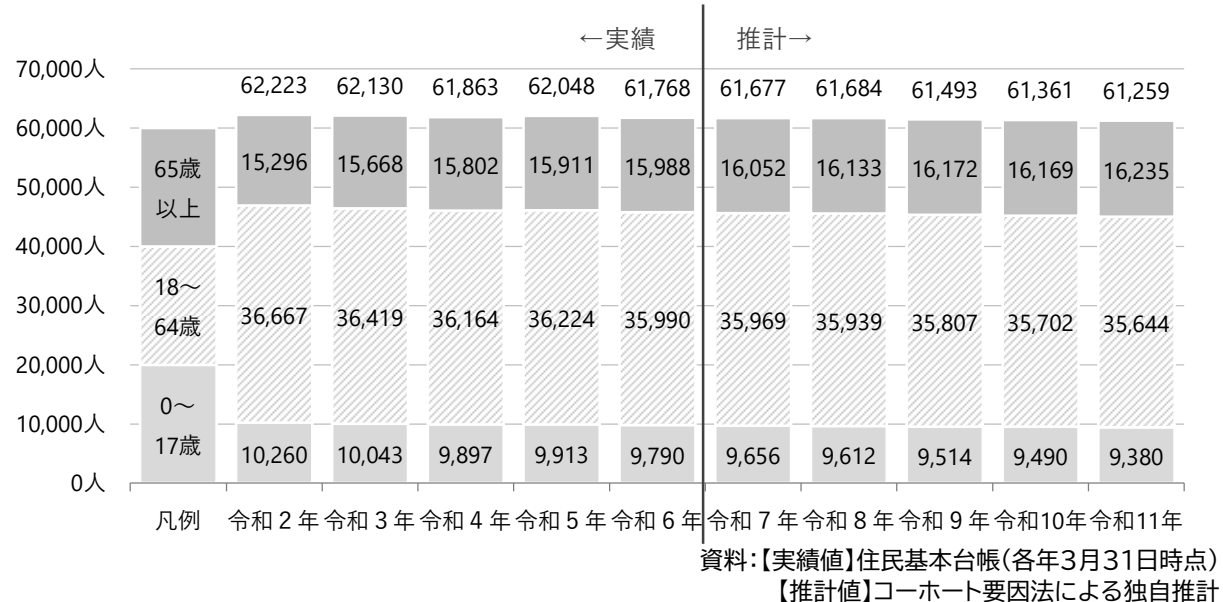
本市の総人口の実績値は6万人台で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

年齢3区分別人口でみると、各年代ともほぼ横ばいで推移しています。

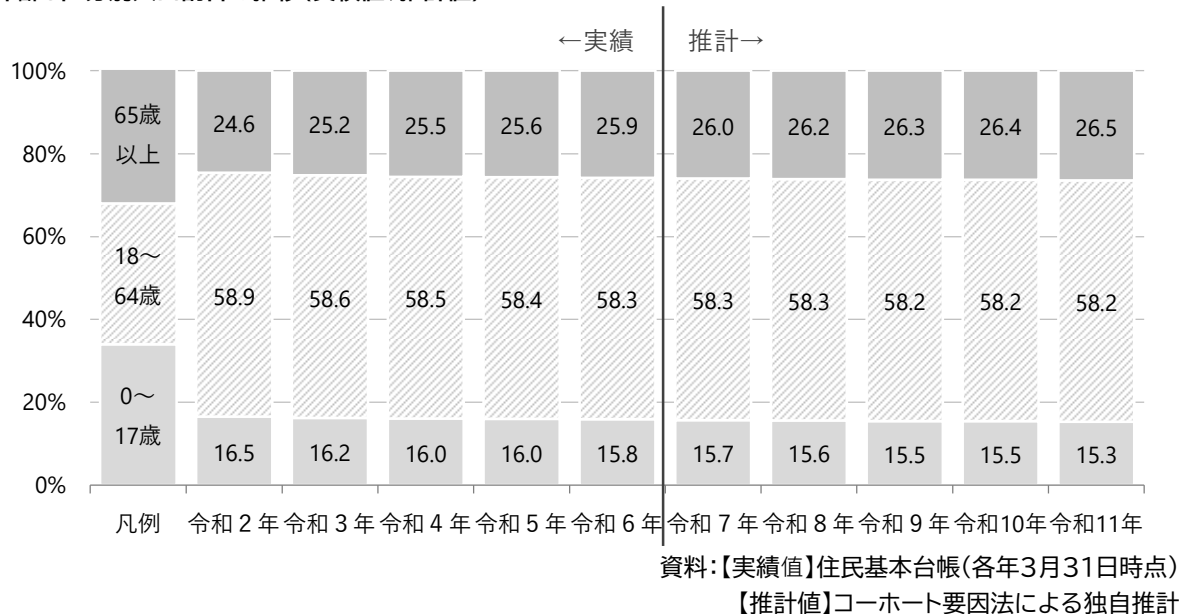
人口推計についてみると、引き続き6万人台で推移していくことが推測されます。

0～17歳については、今後緩やかに減少していくことが推測されます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移(実績値、推計値)



■年齢3区分別人口割合の推移(実績値、推計値)

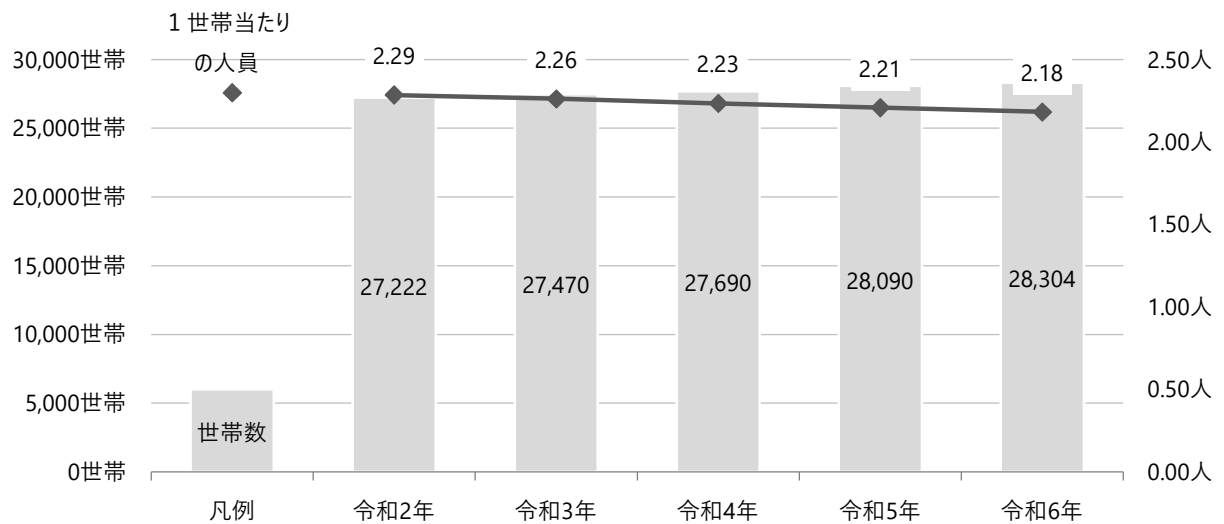


(2) 世帯数

世帯数については増加傾向で推移しており、令和6年には28,304世帯となっています。令和2年と比較して104%の増加となっています。

また、核家族化、一人暮らし高齢者の増加等にもともない、1世帯当たりの人員は減少が続いています。

■世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日時点)

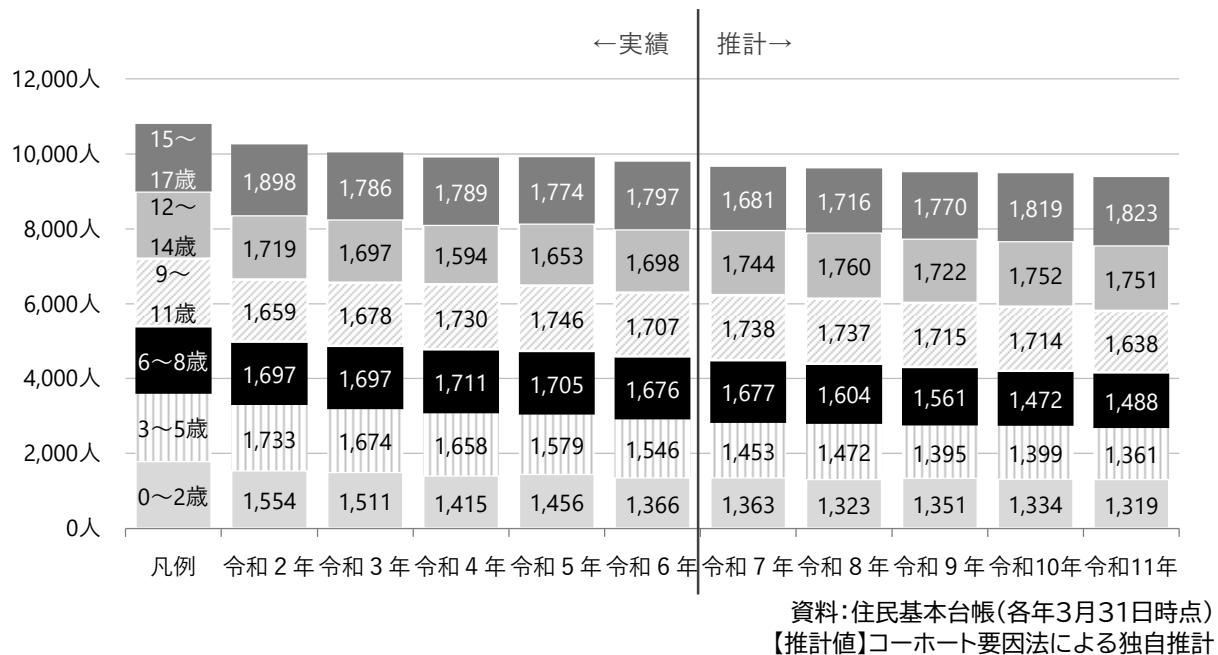
2 子どもや保護者の状況

(1) 満18歳未満人口

18歳未満の人口は緩やかに減少しており、今後も減少が続く見込みとなっています。

特に3～5歳で減少が進み令和11年には令和2年の約8割となることが推測されます。一方で9～11歳、12～14歳ではほぼ横ばいで推移することが推測されます。

■満18歳未満人口の推移(実績値、推計値)

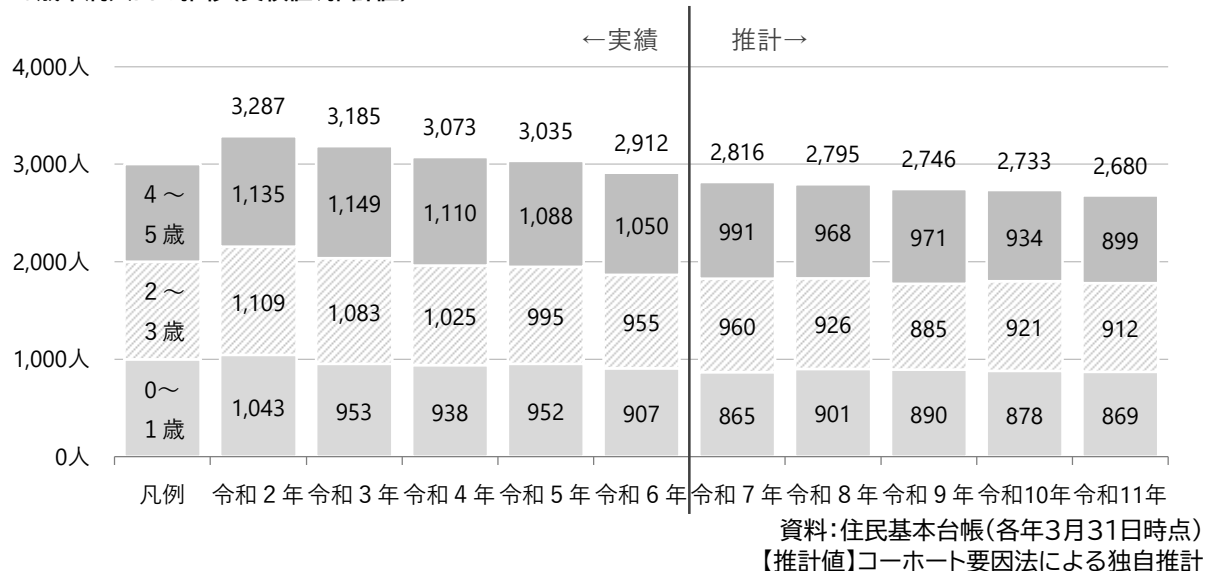


(2) 子ども（教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の対象）の人口

6歳未満の人口は緩やかに減少しており、今後も減少が続く見込みとなっています。

特に4～5歳で減少が進むことが推測されます。

■6歳未満人口の推移(実績値、推計値)

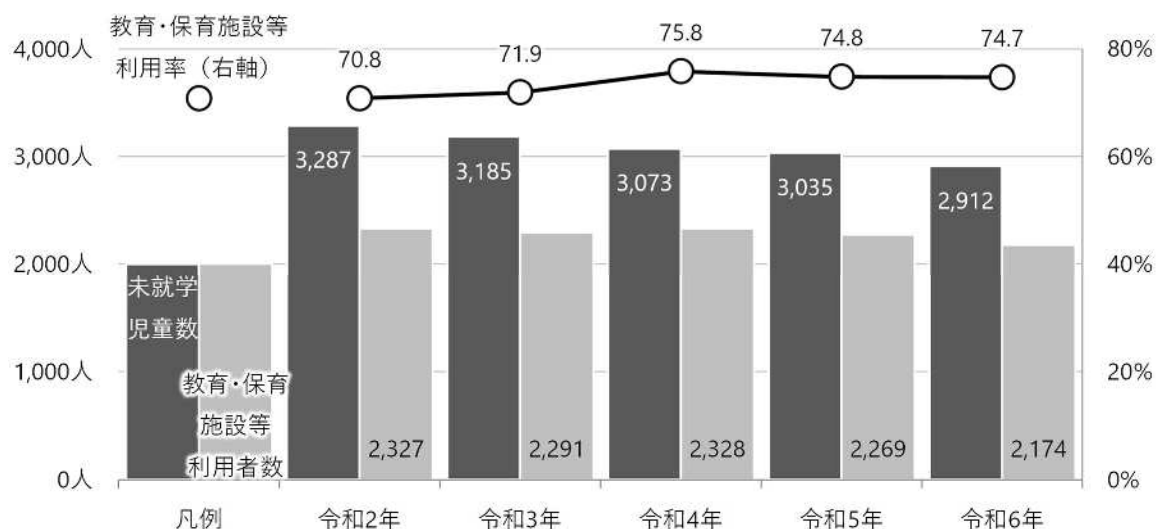


(3) 教育・保育施設等の利用者

①教育・保育施設等の利用状況の推移

教育・保育施設等の利用の推移をみると、0歳から5歳までの未就学児童数は年々減少しているものの、利用者はほぼ横ばいとなっており、利用率は令和2年の70.8%から令和6年の74.7%と3.9ポイント増えています。

■教育保育施設等の利用状況

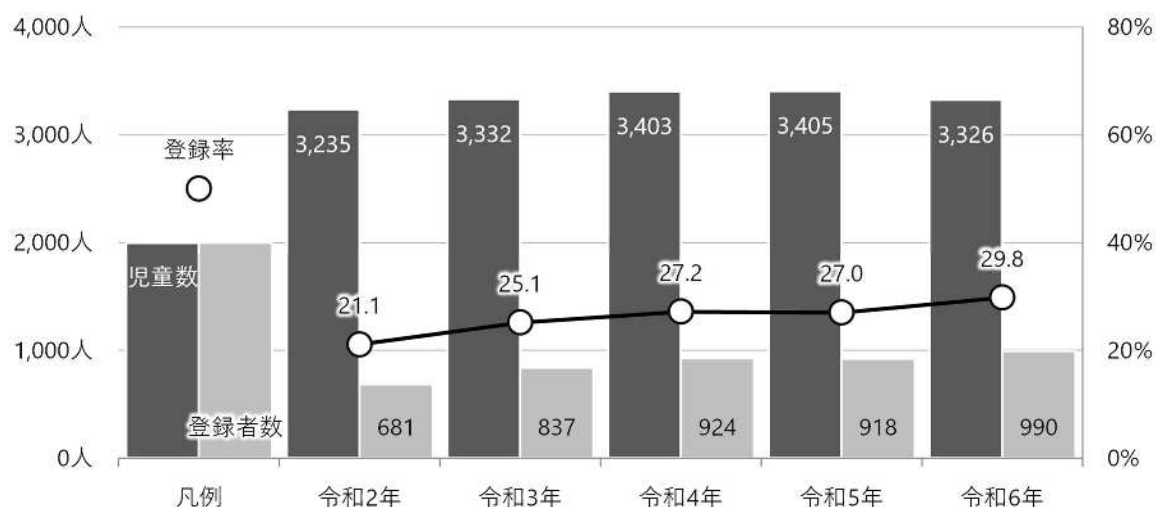


資料:子ども政策課業務取得(各年4月1日※幼稚園利用者のみ各年5月1日)

②放課後児童クラブの登録状況の推移

放課後児童クラブの登録の推移をみると、6から11歳までの児童数は令和5年まで増加傾向にあり、利用者及び利用者も増加しています。利用率は令和2年の21.1%から令和6年の29.8%と8.7ポイント増えています。

■放課後児童クラブの登録状況

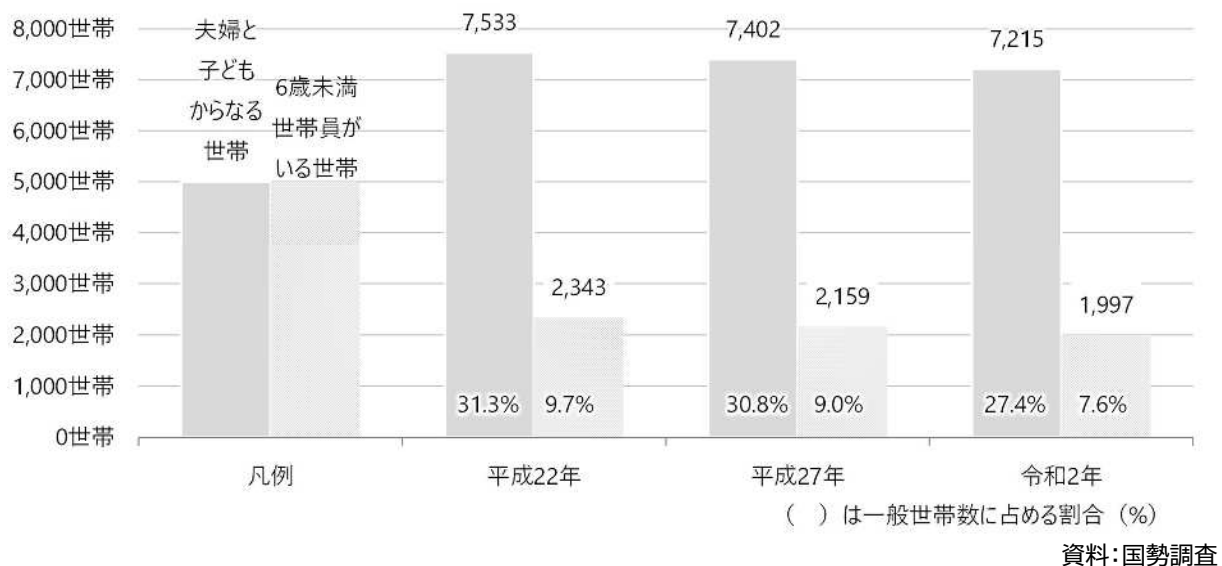


資料:子ども政策課業務取得(各年5月1日)

(4) 子どものいる世帯の状況

本市における子どものいる世帯については、平成22年以降減少しており、令和2年に7,215世帯となっています。うち、6歳未満世帯員のいる世帯は約3分の1となっており、減少傾向にあります。

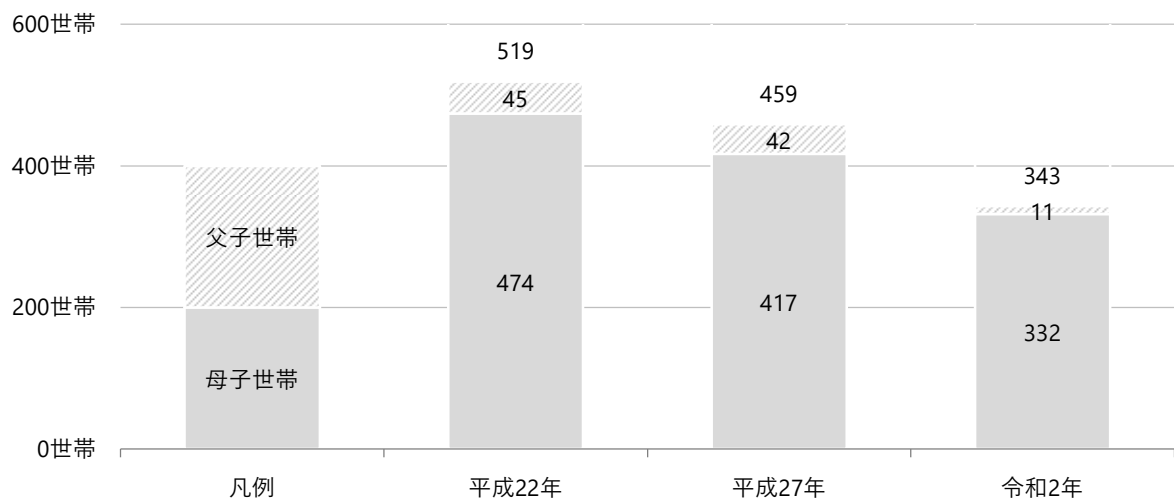
■子どものいる世帯の推移



(5) ひとり親世帯の推移

母子・父子家庭の推移をみると、ともに減少傾向で令和2年には343世帯となっています。

■ひとり親世帯の割合の推移

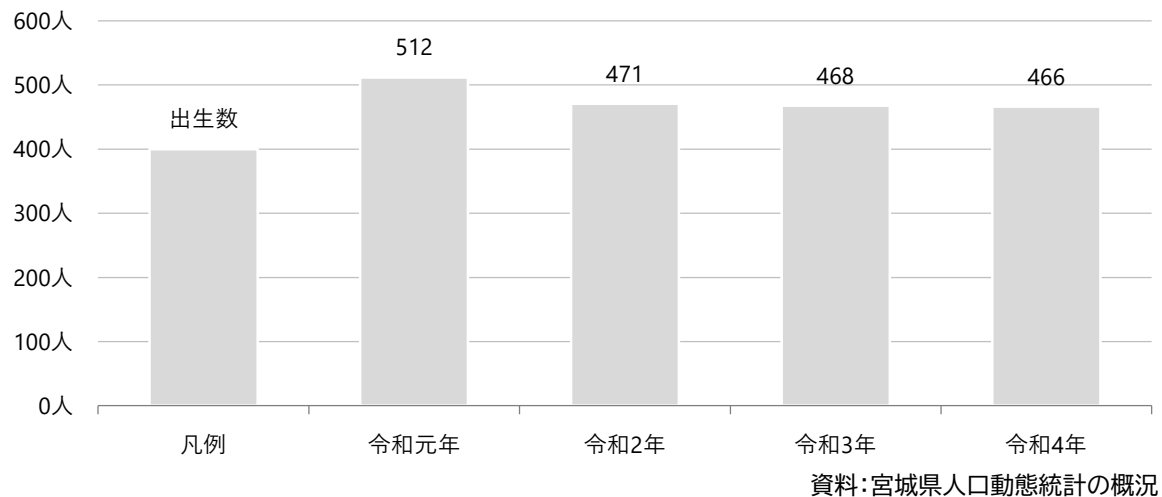


資料: 国勢調査

(6) 出生の状況

出生数の推移を見ると令和2年以降400人台で推移しています。

■出生数の推移

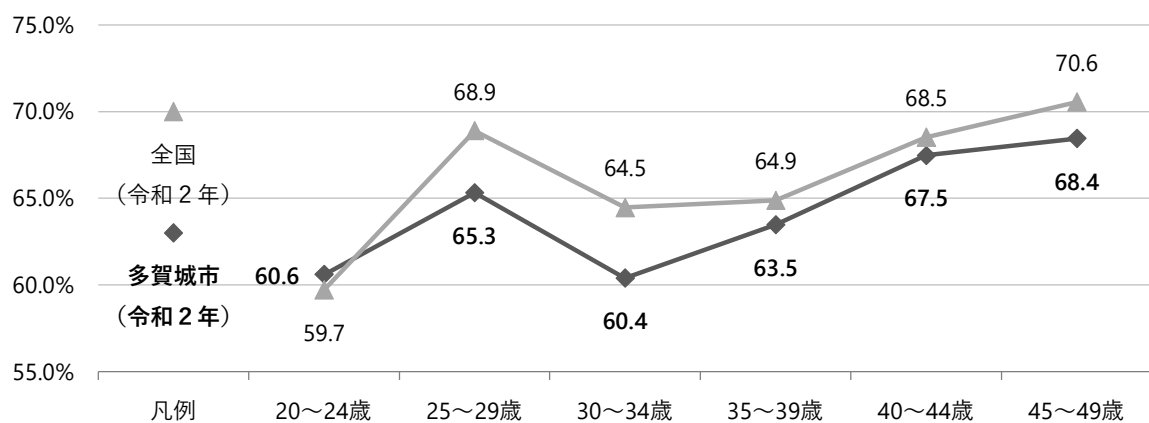


(7) 女性の労働力率の状況

本市における女性の年齢別労働力率は、国より低い水準となっており、特に25～29歳、30～34歳で低くなっています。

■女性の年齢別労働力率の状況

※各年代の女性の総数に対する就業者の割合



単位：％	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
多賀城市（令和2年）	60.6	65.3	60.4	63.5	67.5	68.4
多賀城市（平成27年）	61.0	65.5	60.5	64.3	68.2	69.2
全国（令和2年）	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6
全国（平成27年）	58.6	68.2	63.3	64.1	67.9	70.3

資料:国勢調査

3 第2期計画の達成状況

(1) 教育・保育施設等

①幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）

1号認定及び2号認定（教育ニーズ）については、計画値に対して充足しています。

1号認定・2号認定（教育ニーズ）

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用 定員総数	計画値		956	866	848	829	852
利用者	実績値		961	921	903	834	793
確保の 内容	計画値	総数	1,389	1,413	1,413	1,437	1,339
		認定こども園	54	78	78	102	204
		幼稚園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,135
	実績値	総数	1,376	1,400	1,320	1,259	1,247
		認定こども園	41	65	335	274	262
		幼稚園	1,335	1,335	985	985	985
過不足	計画値		433	547	565	608	487
	実績値		415	479	417	425	454

②保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業

2号認定（保育ニーズ）【3歳～5歳】については、令和3年度以降は計画値に対して充足しています。

2号認定（保育ニーズ）

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用 定員総数	計画値		689	696	703	710	717
利用者	実績値		719	719	733	721	702
確保の 内容	計画値	総数	707	725	725	778	840
		認定こども園	30	99	99	135	257
		保育所	660	609	609	626	566
		認可外保育施設	17	17	17	17	17
	実績値	総数	716	747	760	771	758
		認定こども園	45	215	224	275	276
		保育所	666	525	529	486	480
		認可外保育施設	5	7	7	10	2
過不足	計画値		18	29	22	68	123
	実績値		△3	28	27	50	56

3号認定【0歳】については、計画値に対して充足しています。

3号認定【1・2歳】については、令和3・4年度は充足していましたが、令和5年度に不足が発生しています。

3号認定（0歳）

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用 定員総数	計画値		137	141	145	149	153
利用者	実績値		96	116	113	110	110
確保の 内容	計画値	総数	164	166	175	184	196
		認定こども園	6	21	21	27	45
		保育所	130	117	126	129	123
		地域型保育事業	19	19	19	19	19
		認可外保育施設	9	9	9	9	9
	実績値	総数	163	170	184	188	164
		認定こども園	6	33	33	39	39
		保育所	130	109	114	111	108
		地域型保育事業	18	17	17	17	17
		認可外保育施設	9	11	20	21	0
過不足	計画値		27	25	30	35	43
	実績値		67	54	71	78	54

3号認定（1・2歳）

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用 定員総数	計画値		578	589	599	610	620
利用者	実績値		551	535	579	604	569
確保の 内容	計画値	総数	526	542	583	611	647
		認定こども園	23	65	65	93	153
		保育所	380	354	395	395	371
		地域型保育事業	94	94	94	94	94
		認可外保育施設	29	29	29	29	29
	実績値	総数	523	547	581	586	581
		認定こども園	23	113	113	138	143
		保育所	374	326	347	323	321
		地域型保育事業	88	82	82	82	82
		認可外保育施設	38	26	39	43	35
過不足	計画値		△52	△47	△16	1	27
	実績値		△28	12	2	△18	12

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業（時間外保育事業）については、計画値に対して充足しています。

利用実績は、ほぼ横ばいとなっています。

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	395	404	412	421	429
	実績値	383	383	389	379	-
確保の 方策	計画値	434	446	463	493	530
	実績値	444	484	491	491	-
過不足	計画値	39	42	51	72	101
	実績値	61	101	102	112	-

②一時預かり事業

一時預かり事業については、幼稚園型（在園児対象）、幼稚園型以外ともに計画値に対して充足しています。

利用実績は、いずれも令和5年度に増加しています。

幼稚園型（在園児対象）

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	総数	44,086	41,903	41,588	41,245	42,061
		幼稚園等の利用希望がある	6,346	6,032	5,987	5,937	6,055
		就労しているが幼稚園を利用している	37,740	35,871	35,601	35,308	36,006
	実績値	総数	40,105	36,255	40,477	49,473	-
		幼稚園等の利用希望がある	40,105	36,255	2,683	3,187	-
		就労しているが幼稚園を利用している			37,794	46,286	-
確保の 方策	計画値		44,086	41,903	41,588	41,245	42,061
	実績値		40,105	36,255	40,477	49,473	-
過不足	計画値		0	0	0	0	0
	実績値		0	0	0	0	-

幼稚園型以外

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値		3,573	3,623	3,572	3,524	3,482
	実績値		1,738	1,855	1,625	2,004	-
確保の 方策	計画値	総数	7,793	7,793	7,793	7,793	7,793
		一時預かり事業 (幼稚園型以外)	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120
		一時預かり事業 (子育てサポ ートセンター)	2,673	2,673	2,673	2,673	2,673
	実績値	総数	8,986	8,763	8,733	9,235	-
		一時預かり事業 (幼稚園型以 外)	6,295	6,090	6,060	6,580	-
		一時預かり事業 (子育てサポ ートセンター)	2,691	2,673	2,673	2,655	-
過不足	計画値		4,220	4,170	4,221	4,269	4,311
	実績値		7,248	6,908	7,108	7,231	-

③病児保育事業

病児保育事業については、計画値に対して充足しています。

利用実績は減少傾向にあります。

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	55	55	55	55	55
	実績値	40	40	30	14	-
確保の 方策	計画値	94	97	106	127	156
	実績値	101	141	132	126	-

④放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業については、見込みに対しては数字上不足していますが、利用想定者数に対しては充足しています。

利用実績は増加傾向にあります。また、多賀城八幡小学校、山王小学校で利用希望者が特に増加しています。

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全校	量の 見込み	計画値	787	789	791	793	795
		低学年	643	645	646	648	649
		高学年	144	144	145	145	146
		実績値	681	837	924	918	990
		低学年	550	663	741	739	758
		高学年	131	174	183	179	232
	確保の 方策	計画値	720	720	720	720	720
		実績値	720	720	720	720	720
	過不足	計画値	-67	-69	-71	-73	-75
		実績値	39	-117	-204	-198	-270
	利用想定者 数	計画値	552	553	554	555	556
		実績値	365	561	592	607	650
	過不足	計画値	168	167	166	165	164
		実績値	355	159	128	113	70

※利用想定者数とは…利用登録者数と実際の利用率から求めた数

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多賀城小学校	量の 見込み	計画値	133	134	134	134	134
		低学年	113	114	114	114	114
		高学年	20	20	20	20	20
		実績値	130	174	178	179	175
		低学年	109	143	137	148	135
		高学年	21	31	41	31	40
	確保の 方策	計画値	120	120	120	120	120
		実績値	120	120	120	120	120
	過不足	計画値	-13	-14	-14	-14	-14
		実績値	-10	-54	-58	-59	-55
	利用想定者 数	計画値	95	96	96	96	96
		実績値	68	115	114	118	113
	過不足	計画値	25	24	24	24	24
		実績値	52	5	6	2	7
単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多賀城東小学校	量の 見込み	計画値	113	113	114	114	114
		低学年	97	97	98	98	98
		高学年	16	16	16	16	16
		実績値	97	131	141	119	144
		低学年	79	111	119	90	115
		高学年	18	20	22	29	29
	確保の 方策	計画値	120	120	120	120	120
		実績値	120	120	120	120	120
	過不足	計画値	7	7	6	6	6
		実績値	23	-11	-21	1	-24
	利用想定者 数	計画値	76	76	76	76	77
		実績値	47	86	89	79	96
	過不足	計画値	44	44	44	44	43
		実績値	73	34	31	41	24
単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山王小学校	量の 見込み	計画値	199	199	200	201	201
		低学年	153	153	153	154	154
		高学年	46	46	47	47	47
		実績値	163	193	222	237	261
		低学年	139	150	183	199	206
		高学年	24	43	39	38	55
	確保の 方策	計画値	160	160	160	160	160
		実績値	160	160	160	160	160
	過不足	計画値	-39	-39	-40	-41	-41
		実績値	-3	-33	-62	-77	-101
	利用想定者 数	計画値	143	143	143	143	143
		実績値	95	134	153	159	181
	過不足	計画値	17	17	17	17	17
		実績値	65	26	7	1	-21

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
天真小学校	量の 見込み	計画値	109	110	110	110	110
		低学年	101	102	102	102	102
		高学年	8	8	8	8	8
		実績値	103	101	108	108	98
		低学年	84	78	88	88	82
		高学年	19	23	20	20	16
	確保の 方策	計画値	80	80	80	80	80
		実績値	80	80	80	80	80
	過不足	計画値	-29	-30	-30	-30	-30
		実績値	-23	-21	-28	-28	-18
	利用想定者 数	計画値	76	76	77	77	77
		実績値	62	70	72	73	65
過不足	計画値	4	4	3	3	3	
	実績値	18	10	8	7	15	
単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
城南小学校	量の 見込み	計画値	154	154	154	154	156
		低学年	118	118	118	118	119
		高学年	36	36	36	36	37
		実績値	127	172	173	173	192
		低学年	99	133	135	135	143
		高学年	28	39	38	38	49
	確保の 方策	計画値	160	160	160	160	160
		実績値	160	160	160	160	160
	過不足	計画値	6	6	6	6	4
		実績値	33	-12	-13	-13	-32
	利用想定者 数	計画値	112	112	112	113	113
		実績値	66	113	107	112	123
	過不足	計画値	48	48	48	47	47
		実績値	94	47	53	48	37
単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多賀城八幡小学校	量の 見込み	計画値	79	79	79	80	80
		低学年	61	61	61	62	62
		高学年	18	18	18	18	18
		実績値	61	66	102	102	100
		低学年	40	48	79	79	77
		高学年	21	18	23	23	23
	確保の 方策	計画値	80	80	80	80	80
		実績値	80	80	80	80	80
	過不足	計画値	1	1	1	0	0
		実績値	19	14	-22	-22	-20
	利用想定者 数	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	27	43	57	66	72
	過不足	計画値	30	30	30	30	30
		実績値	53	37	23	14	8

⑤利用者支援事業

利用者支援事業については、基本型・母子保健型をそれぞれ1か所ずつ実施しています。

単位：か所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	実績値	2	2	2	2	-
	基本型	1	1	1	1	-
	母子保健型	1	1	1	1	-
確保の 方策	計画値	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	実績値	2	2	2	2	-
	基本型	1	1	1	1	-
	母子保健型	1	1	1	1	-
過不足	計画値	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	-

⑥地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、利用実績は計画値を下回っています。

また、令和2年度以降増加傾向にあります。

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	40,841	40,227	39,772	39,330	39,416
	実績値	18,932	24,854	26,677	30,738	-
確保の 方策 (か所)	計画値	3	3	3	3	3
	実績値	3	3	3	3	-

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）については、令和5年度を除き利用実績は計画値を上回っています。

また、利用実績は減少傾向にあります。

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	1,357	1,347	1,342	1,320	1,300
	実績値	2,058	1,973	1,781	739	-
確保の 方策	計画値	1,357	1,347	1,342	1,320	1,300
	実績値	2,058	1,973	1,781	739	-
過不足	計画値	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	-

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

計画値に対して、利用実績がありませんでした。計画値には、利用することがあるかもしれないという保険的なニーズが含まれていますが、実際の利用には至っていないことが要因と考えられます。引き続き、必要時に県と連携し、児童養護施設へつなげるなどの支援を実施します。

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	10	10	10	10	10
	実績値	0	0	0	0	-
確保の 方策	計画値	-	-	-	-	-
	実績値	0	0	0	0	-

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、原則、対象全世帯に訪問しています。

単位：人回		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	559	551	543	535	527
	実績値	486	468	484	438	-
確保の 方策	計画値	559	551	543	535	527
	実績値	486	468	484	438	-
過不足	計画値	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	-

⑩養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、特に養育支援が必要な家庭に対して実施しています。
利用実績はほぼ横ばいとなっています。

単位：人回		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	51	50	49	49	48
	実績値	47	62	57	51	-
確保の 方策	計画値	51	50	49	49	48
	実績値	47	62	57	51	-
過不足	計画値	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	-

⑪妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、原則、対象者に実施しています。
利用実績はほぼ横ばいとなっています。

単位：人回		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	計画値	6,982	6,893	6,804	6,716	6,627
	実績値	5,997	5,527	5,204	5,351	-
交付人数 (人)	計画値	629	621	613	605	597
	実績値	532	511	514	460	-
確保の 方策	計画値	6,982	6,893	6,804	6,716	6,627
	実績値	5,997	5,527	5,204	5,351	-
過不足	計画値	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	-

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【取組み内容】

低所得者（世帯）を対象に、日用品や文房具の購入費用の一部を補助するなどの事業として実施しています。

⑬多様な主体が参入することを促進するための事業

【取組み内容】

新規開設した教育・保育施設等が保育の質を保つため、安定的・継続的に事業を運営できるよう、支援・指導を実施していくとともに、施設同士での連携やつながりが持てるような案内や支援を行っています。

【参考】第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画にかかる整備実績のまとめ

(1) 教育・保育施設等

○認可保育所

(単位：か所、人)

【計画】											
年度	施設	箇所数	年齢別定員								合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	
R4	認可保育所	1	9	18	23	50	0	0	0	0	50
R5	認可保育所	1	6	12	12	30	20	20	20	60	90
合計		2	15	30	35	80	20	20	20	60	140
【実績】											
R3	くりの木保育園	1	9	18	23	50	0	0	0	0	50
合計		1	9	18	23	50	0	0	0	0	50
対計画増減		△1	△6	△12	△12	△30	△20	△20	△20	△60	△90

※開設(R3)年度のみ定員数30人

○地域型保育事業

(単位：か所、人)

【計画】											
年度	施設	箇所数	年齢別定員								合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	
R2	小規模保育事業所	1	3	8	8	19					19
合計		1	3	8	8	19					19
【実績】											
R2	保育園ドリームリトルチルドレン	1	2	5	5	12					12
合計		1	2	5	5	12					12
対計画増減		0	△1	△3	△3	△7					△7

○認定こども園

(単位：か所、人)

【計画】												
年度	施設		箇所数	年齢別定員								
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	合計
R3	保育所型認定子ども園 (保育所移行)	保育部分	1	6	12	12	30	15	15	15	45	75
		教育部分						5	5	5	15	15
	幼保連携型認定子ども園 (保育所移行)	保育部分	1	9	9	9	27	8	8	8	24	51
		教育部分						3	3	3	9	9
R5	幼保連携型認定子ども園 (幼稚園移行)	保育部分	1	6	12	16	34	12	12	12	36	70
		教育部分						8	8	8	24	24
R6	幼保連携型認定子ども園 (保育所移行)	保育部分	1	6	12	12	30	20	20	20	60	90
		教育部分						4	4	4	12	12
	幼保連携型認定子ども園 (保育所移行)	保育部分	1	12	18	18	48	20	21	21	62	110
		教育部分						30	30	30	90	90
合計			5	39	63	67	169	125	126	126	377	546
【実績】												
年度	施設		箇所数	年齢別定員								
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	合計
R3	認定こども園ドリームチルドレン	保育部分	1	6	12	12	30	12	12	12	36	66
		教育部分						1	1	1	3	3
	日本国際学園大学笠神認定こども園	保育部分	1	6	12	12	30	15	15	15	45	75
		教育部分						7	4	4	15	15
	山王こども園	保育部分	1	6	12	12	30	16	17	17	50	80
		教育部分						1	1	1	3	3
	多賀城バンビの丘こども園	保育部分	1	9	9	9	27	11	11	11	33	60
		教育部分						3	3	3	9	9
R4	日本国際学園大学せいがん幼稚園	保育部分	1	0	0	0	0	3	3	3	9	9
		教育部分						66	57	57	180	180
R5	幼保連携型認定こども園 つむぎ野	保育部分	1	6	12	13	31	17	17	17	51	82
		教育部分						13	8	8	29	29
合計			6	33	57	58	148	152	141	141	434	582
対計画増減			1	△6	△6	△9	△21	27	15	15	57	36

計画値合計	8	57	101	110	268	145	146	146	437	705
実績合計	7	44	80	86	210	152	141	141	434	644
対計画増減合計	△1	△13	△21	△24	△58	7	△5	△5	△3	△61

(2) 放課後児童クラブ (単位：か所、人)

【計画】			
年度	小学校区	整備（実績）	
		学級数	受入児童数
R2	山王小学校	1	40
合 計		1	40
【実績】			
年度	小学校区	整備（実績）	
		学級数	受入児童数
R2	山王小学校	1	40
R4	天真小学校（移転）		
R6	多賀城小学校（移転）		
合 計		1	40

4 アンケート調査からみる子ども・子育ての状況

本計画策定の基礎資料とするために実施したニーズ調査結果をもとに、本市の子育て家庭の教育・保育ニーズや子育てに関する不安や悩みについて把握するため、特徴のある調査結果について整理します。

(1) 調査の概要

①調査の目的

この調査は、本計画の策定に係る基礎資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望、意見等を把握し、今後の子ども・子育て支援施策推進の基礎資料とするため、実施しました。

②調査対象

- (ア) 就学前児童保護者：住民基本台帳から市内の就学前児童がいる世帯2,291世帯を抽出
- (イ) 小学生保護者：住民基本台帳から市内の小学生がいる世帯2,109世帯を抽出

③調査期間・方法

- (ア) 調査期間：令和6年6月
- (イ) 調査方法：郵送による配布、郵送による回収及びWEBによる回答

④回収状況

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	2,291件	1,337件	58.4%
小学生保護者	2,109件	1,192件	56.5%
合 計	4,400件	2,529件	57.5%

(2) 調査結果の概要

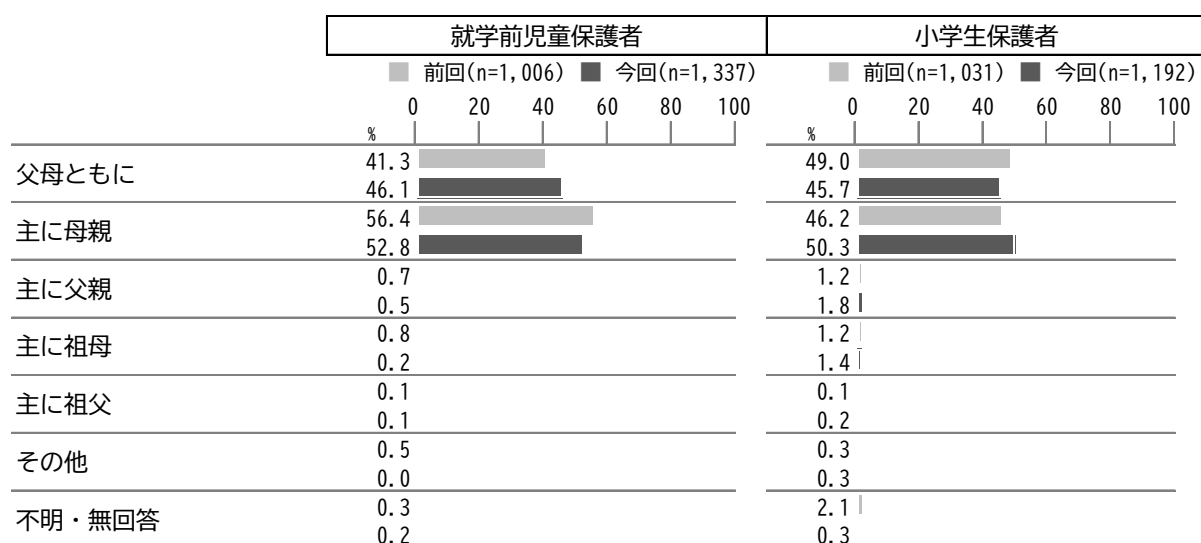
① 周囲から受けている子育て支援の状況等について

子育てを主に行っている方は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「主に母親」がそれぞれ最も高く、次いで「父母ともに」となっています。

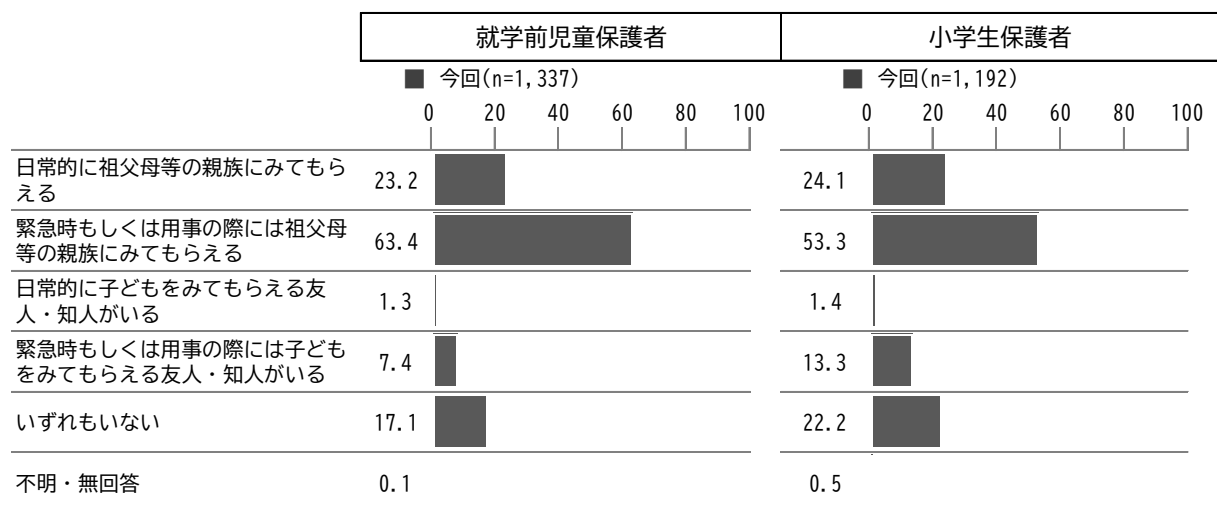
前回調査と比較すると、就学前児童保護者では「父母ともに」が、小学生保護者では「主に母親」が前回調査から増加しています、

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高い一方で、「いずれもない」という回答は、就学前児童、小学生共に20%前後となっています。

■子育てを主に行っている方〈単数回答〉



■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるか〈単数回答〉

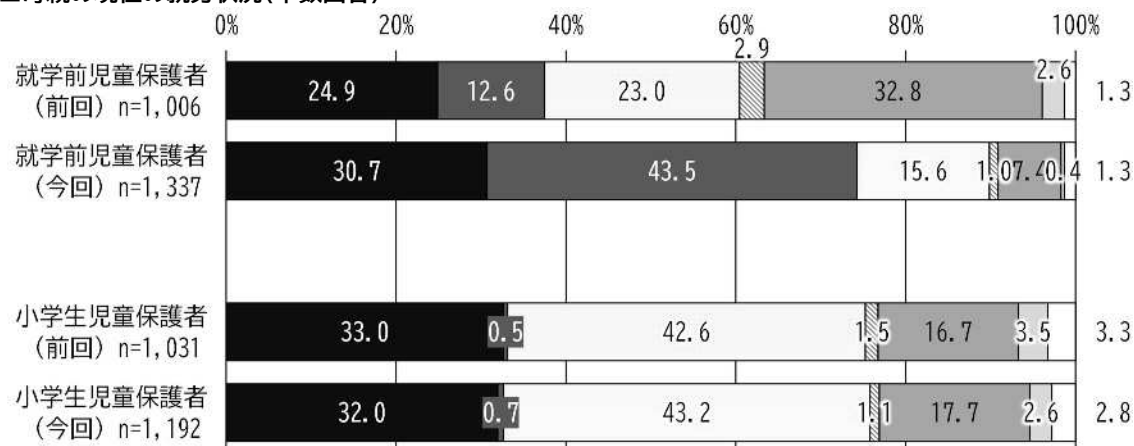


②母親・父親の就労状況や育児休業の取得について

母親及び父親の現在の就労状況では、就学前児童の母親で「フルタイムで就労」が74.2%と、前回調査（37.5%）と比べて大きく増加しています。小学生の母親については、前回調査とほぼ同様となっています。

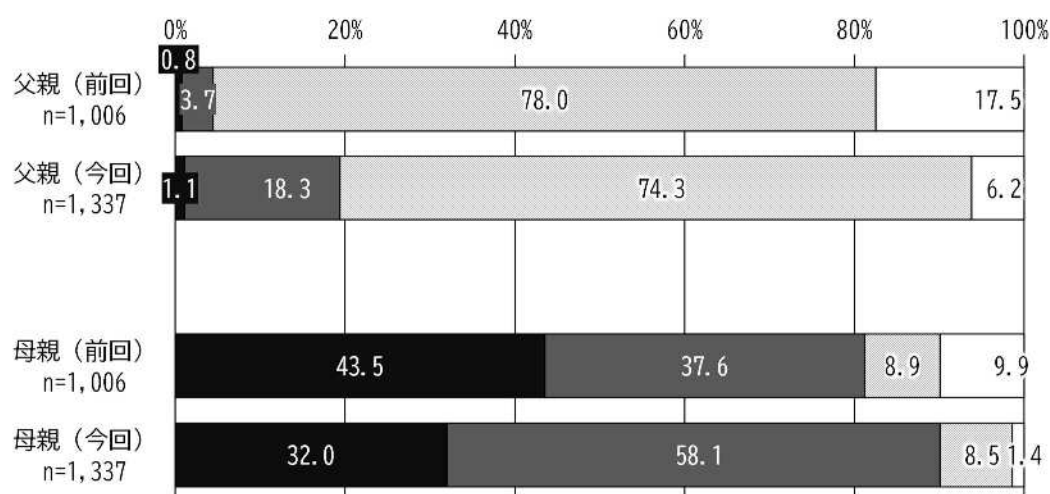
子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況では、就学前児童の母親で「取得した（取得中である）」が58.1%と最も高く、一方、就学前児童の父親では「取得していない」が74.3%を占めています。

■母親の現在の就労状況〈単数回答〉



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

■子どもが生まれたときの母親・父親の育児休業取得状況〈単数回答〉



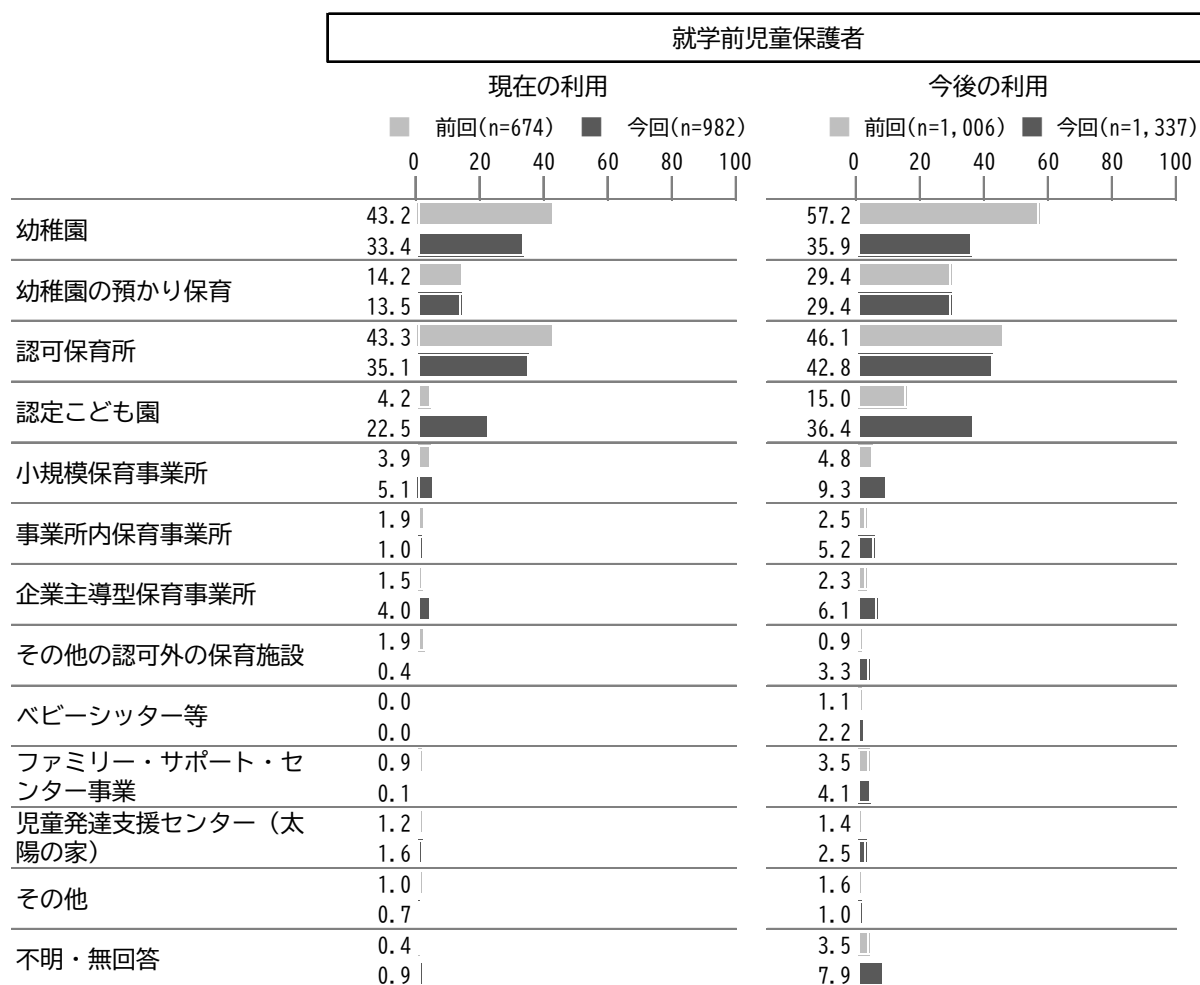
- 働いていなかった
- 取得した（取得中である）
- 取得していない
- 不明・無回答

③今後の認定こども園等の利用希望について（就学前児童）

定期的に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が35.1%で最も高くなっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」で減少し、「認定こども園」で増加しています。

また、今後の利用希望については、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」で、現在の利用状況に比べて高くなっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」で減少し、「認定こども園」で増加しています。

■現在の利用状況、今後平日に定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



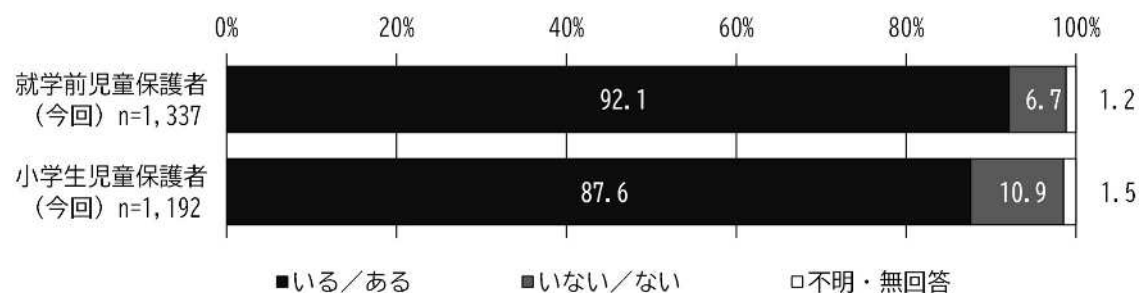
④子育てに関する不安や負担について

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人がいるかについては、いずれも「いる/ある」9割前後となっています。一方で、小学生保護者では「いない/ない」が約1割となっています。

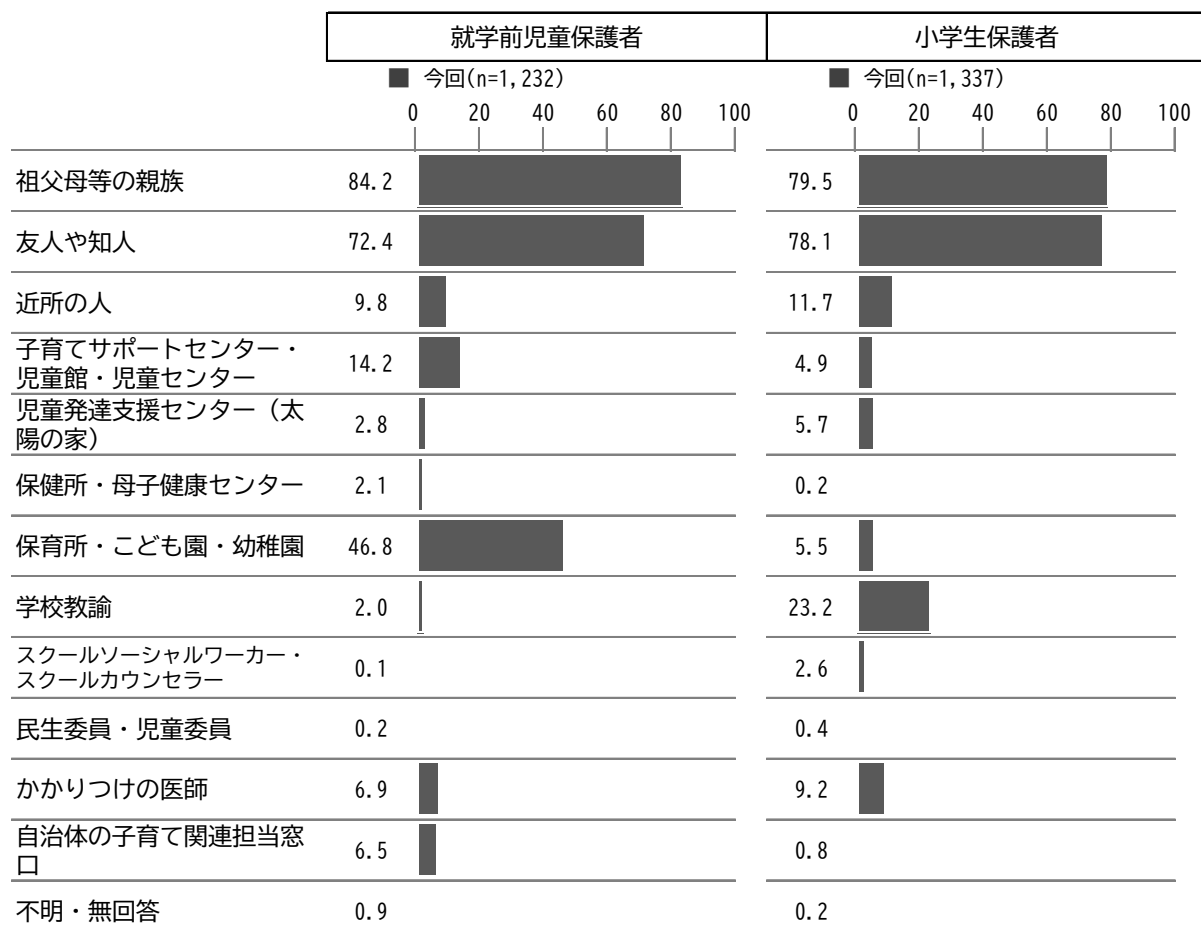
子育てに関する相談先については、いずれも「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっています。

また、就学前児童では「保育所・こども園・幼稚園」が46.8%に対し、小学生では「学校教諭」が23.2%となっています。

■子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人がいるか(単数回答)



■子育てに関する相談先(複数回答)

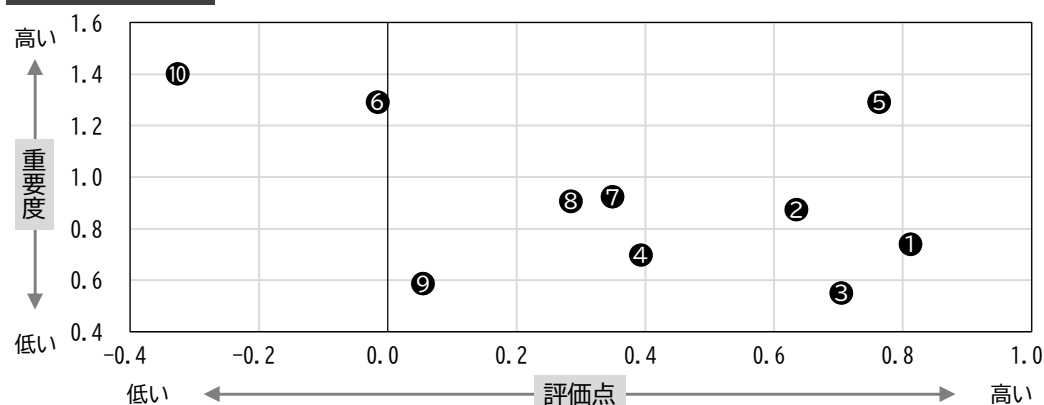


⑤多賀城市の子育てに関する取組みについて

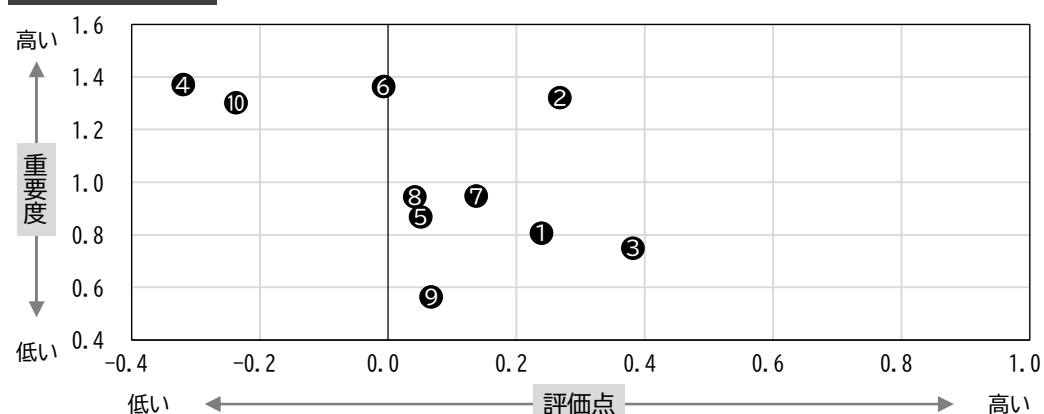
評価点は、ともに「①乳幼児期から学童期、思春期における心身の健康づくりの推進」「②学校教育の充実」「③地域活動や様々な体験機会の充実」が高くなっており、就学前児童保護者では「⑤障がいを持つ子どもの支援の充実」も高くなっています。

一方で、「⑥防犯や事故防止など子どもの安全確保対策の充実」「⑩仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の評価点がいずれも低く、重要度が高くなっています。また、小学生児童保護者では「④子どもの遊び場・居場所の確保・充実」の評価点が最も低く、重要度が最も高くなっています。

就学前児童保護者



小学生児童保護者



※得点は-2点～+2点の間に分布し、0点が中間点、2点に近いほど評価・重要度が高く、逆に-2点に近いほど評価・重要度が低いことを表す。

項目	評価点及び重要度の算出方法														
① 乳幼児期から学童期、思春期における心身の健康づくりの推進 ② 学校教育の充実 ③ 地域活動や様々な体験機会の充実 ④ 子どもの遊び場・居場所の確保・充実 ⑤ 障がいを持つ子どもの支援の充実 ⑥ 防犯や事故防止など子どもの安全確保対策の充実 ⑦ 子育てに関する情報提供の充実 ⑧ 子育て家庭に対する相談窓口・支援の充実 ⑨ ひとり親家庭への支援の充実 ⑩ 仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり	施策の評価及び今後力を入れるべき施策の回答より、選択肢ごとに以下の点数を付与し、その合計を回答数で除算し、平均得点を算出した。(得点の算出に当たっては、無回答は除外) <table> <tr> <th>施策の評価(評価点)</th><th>今後力を入れるべき施策(重要度)</th></tr> <tr> <td>評価する.....2点</td><td>特にそう思う.....2点</td></tr> <tr> <td>どちらかといえば評価する.....1点</td><td>そう思う.....1点</td></tr> <tr> <td>どちらかといえば評価しない.....-1点</td><td>あまりそう思わない.....-1点</td></tr> <tr> <td>評価しない.....-2点</td><td>そう思わない.....-2点</td></tr> <tr> <td>わからない.....0点</td><td>どちらともいえない.....0点</td></tr> <tr> <td>無回答.....点数の付与はしない</td><td>無回答.....点数の付与はしない</td></tr> </table>	施策の評価(評価点)	今後力を入れるべき施策(重要度)	評価する.....2点	特にそう思う.....2点	どちらかといえば評価する.....1点	そう思う.....1点	どちらかといえば評価しない.....-1点	あまりそう思わない.....-1点	評価しない.....-2点	そう思わない.....-2点	わからない.....0点	どちらともいえない.....0点	無回答.....点数の付与はしない	無回答.....点数の付与はしない
施策の評価(評価点)	今後力を入れるべき施策(重要度)														
評価する.....2点	特にそう思う.....2点														
どちらかといえば評価する.....1点	そう思う.....1点														
どちらかといえば評価しない.....-1点	あまりそう思わない.....-1点														
評価しない.....-2点	そう思わない.....-2点														
わからない.....0点	どちらともいえない.....0点														
無回答.....点数の付与はしない	無回答.....点数の付与はしない														

5 子ども・子育て支援における課題

●女性の就業に対応する教育・保育の整備

多賀城市では、フルタイムで就労している女性が増加していることが伺え、このことに伴い、本市における3歳未満の乳幼児の保育施設の利用率が年々上昇しています。また、アンケート調査では、「**⑩**仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の評価点が低くなっています。

国が若年層の男女に行った調査結果では、女性自身（または配偶者）からみたライフコースへの希望は、「妊娠出産のタイミングで退職し、その後再就職」という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっており、若い世代の希望の実現を後押しするためにも、就業率の高まりに合わせた、乳幼児の受入れ体制の充実が重要です。

●3歳未満の保育ニーズの高まりへの対応と教育・保育人材の確保

本市では、3歳未満児の保育利用が増加しており、待機児童の解消や、施設における受入れ態勢の充実に向けた保育士等の確保が重要です。また、保育士等が継続して就労できる環境づくりに取り組むことや、経験豊かな保育士等による幼児期の質の高い教育・保育の提供に引き続き取り組んでいくことが必要です。

●多様な保育サービスの提供体制の充実

幼稚園における預かり保育や病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受入れ態勢の充実を図るとともに、特に3歳未満児の保育の充実に向けて、教育・保育施設等と連携し、こども誰でも通園制度の実施体制の整備に取り組む必要があります。

●放課後児童クラブにおける支援体制の充実

共働き家庭の増加に伴い、小学生児童数は減少傾向にある一方、放課後児童クラブを利用する児童の割合は年々増加傾向にあります。今後も同様の傾向が続くと見込まれており、提供体制の充実が求められます。

●子どもの居場所づくりや安全の確保の充実

アンケート調査では、「防犯や事故防止など子どもの安全確保対策の充実」の重要度が高くなっているほか、小学生児童保護者では「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」の重要度も高くなっています。

第3章

量の見込みと確保の内容

1 量の見込みの考え方

(1) 本計画に位置づける教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業

令和6年2月にこども家庭庁より公表された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の内容等について方向性を定めます。

■子どものための教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業

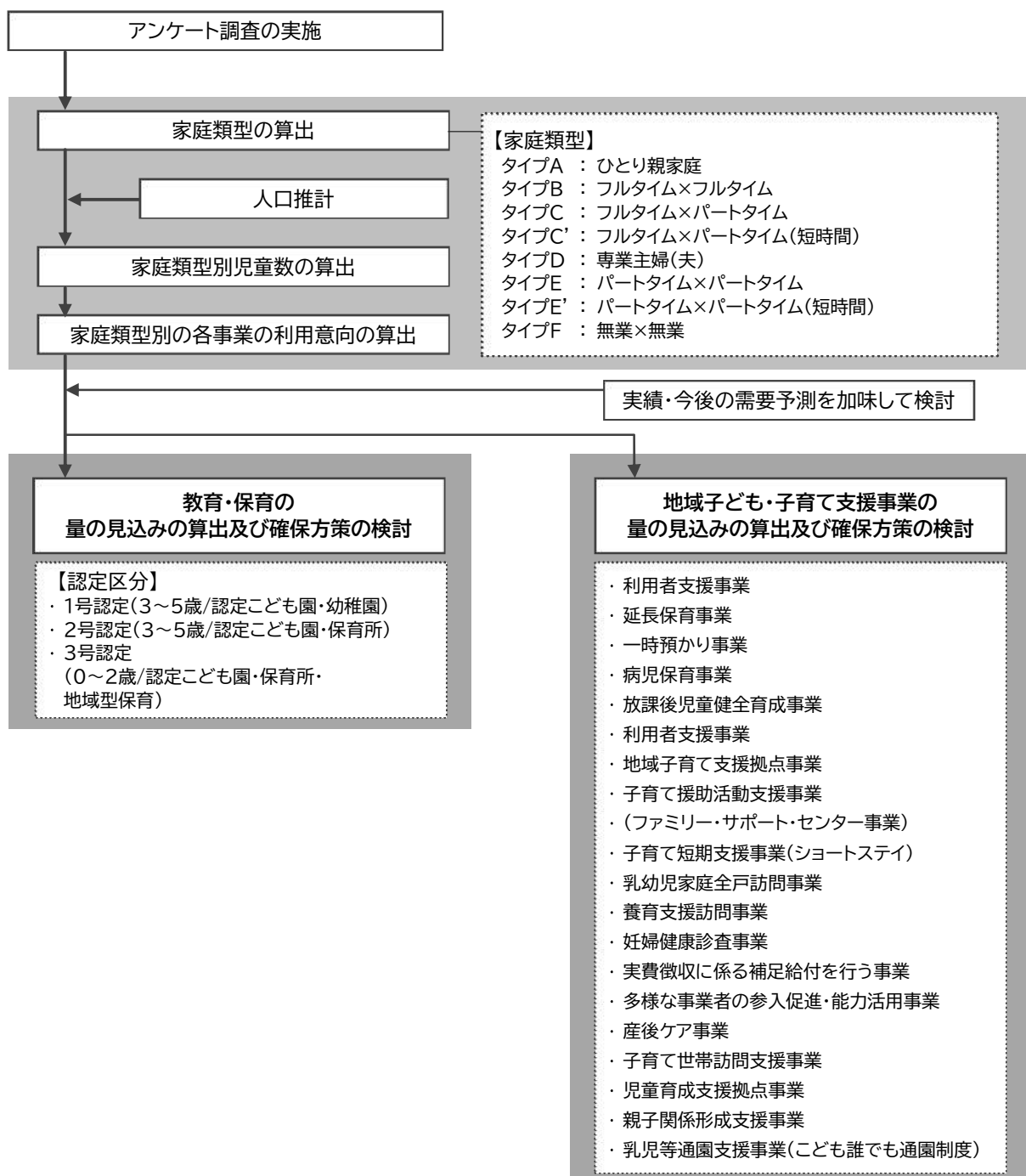
子どものための教育・保育給付			
No.	事業名	No.	事業名
1	1号認定(3～5歳)・2号認定(教育ニーズ)幼稚園・認定こども園	3	3号認定(0～2歳)認定こども園及び保育所+地域型保育
2	2号認定(3～5歳)認定こども園及び保育所		
地域子ども子育て支援事業			
No.	事業名	No.	事業名
1	延長保育事業	11	妊婦健康診査事業
2	一時預かり事業	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
3	病児保育事業	13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
4	放課後児童健全育成事業	14	産後ケア事業
5	利用者支援事業	15	子育て世帯訪問支援事業
6	地域子育て支援拠点事業	16	児童育成支援拠点事業
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	17	親子関係形成支援事業
8	子育て短期支援事業(ショートステイ)	18	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
9	乳幼児家庭全戸訪問事業	19	妊婦等包括相談支援事業
10	養育支援訪問事業		

(2) 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本市においても、令和6年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定します。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



2 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、市町村は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業などの認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本市では、市域が狭く比較的移動が容易であることなどを勘案し、利用者の利便性を確保しつつ利用意向に応じた柔軟な施設整備を推進するため、第2期計画同様、市全域を一つの提供区域と定めます。

放課後児童健全育成事業については、原則、子どもが通っている小学校区以外の施設を利用することが想定できないため、第2期計画同様、小学校区を単位として設定します。

3 計画期間中の児童人口の推計

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

■実績を基に算出した満18歳未満人口推計

単位：人		実績			推計（本計画期間）				
		令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳		443	486	406	443	437	432	428	420
1歳		495	466	501	422	464	458	450	449
2歳		477	504	459	498	422	461	456	450
3歳		548	491	496	462	504	424	465	462
4歳		529	551	491	496	465	504	426	468
5歳		581	537	559	495	503	467	508	431
6歳		556	578	538	556	497	501	467	509
7歳		563	567	576	541	561	498	504	471
8歳		592	560	562	580	546	562	501	508
9歳		545	599	567	570	590	551	569	509
10歳		597	547	598	570	575	591	554	574
11歳		588	600	542	598	572	573	591	555
12歳		497	591	602	542	601	570	573	594
13歳		556	502	593	606	548	603	574	579
14歳		541	560	503	596	611	549	605	578
15歳		604	550	563	509	606	616	556	613
16歳		584	639	589	584	527	628	636	575
17歳		601	585	645	588	583	526	627	635
小計	0～5歳	3,073	3,035	2,912	2,816	2,795	2,746	2,733	2,680
	6～11歳	3,441	3,451	3,383	3,415	3,341	3,276	3,186	3,126
	12～17歳	3,383	3,427	3,495	3,425	3,476	3,492	3,571	3,574
合計	0～17歳	9,897	9,913	9,790	9,656	9,612	9,514	9,490	9,380

資料：令和2年～令和6年の各3月31日時点住民基本台帳各歳別人口を基準としたコーホート要因法による独自推計

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のこと。

4 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

(1) 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）【1号認定・2号認定（教育ニーズ）】

対 象

・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園教育要領に基づく教育を受ける子ども

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 必要利用定員総数	793	753	757	713	711	689
②確保の内容						
認定こども園						
幼稚園						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(2) 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業

【2号認定（保育ニーズ）【3歳～5歳】

対 象

- ・ 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 必要利用定員総数	702	638	646	613	614	598
②確保の内容						
認定こども園						
保育所						
認可外保育施設						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(3) 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業

【3号認定【0歳】

対 象

- ・満3歳未満で保育を必要とする子ども

量の見込み及び確保方策

0歳

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 必要利用定員総数	110	119	119	120	120	120
②確保の内容						
認定こども園						
保育所						
地域型保育事業						
認可外保育施設						
過不足(②-①)						

1・2歳

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 必要利用定員総数	569	574	562	591	590	592
②確保の内容						
認定こども園						
保育所						
地域型保育事業						
認可外保育施設						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業の概要

保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間を延長して必要な保育を行う事業です。保育の利用認定を受けた方が、「保育標準時間」認定で利用可能な11時間または「保育短時間」認定で利用可能な8時間を超えて利用する場合、延長保育となります。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	429	359	358	356	355	350
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(2) 一時預かり事業

事業の概要

幼稚園型（在園児対象）

幼稚園を利用している家庭において、通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業です。

幼稚園型以外

保育園を定期的に利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業です。

量の見込み及び確保方策

幼稚園型(在園児対象)

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	42,061	42,898	44,373	42,812	43,587	43,014
②確保の内容						
過不足(②-①)						

幼稚園型以外

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,482	1,836	1,855	1,849	1,864	1,849
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(3) 病児保育事業

事業の概要

病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	29	29	28	28	27
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。教育委員会で実施する「放課後子ども教室」との一体的な実施・運営をしています。

量の見込み及び確保方策

市全域

区分 ※単位:人日		令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	合計	795	915	922	932	932	939
	低学年	649	717	721	728	726	730
	高学年	146	198	201	204	206	209
②確保の内容							
過不足(②-①)							

学校別全域

区分 ※単位:人日			令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
多賀城小学校	① 量 の 見込み	合計	134	192	192	188	177	168
		低学年	114	150	149	145	136	129
		高学年	20	42	43	43	41	39
	②確保の内容							
	過不足(②-①)							
区分 ※単位:人日			令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
多賀城東小学校	① 量 の 見込み	合計	114	146	143	144	135	139
		低学年	98	116	113	114	106	109
		高学年	16	30	30	30	29	30
	②確保の内容							
	過不足(②-①)							
区分 ※単位:人日			令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
山王小学校	① 量 の 見込み	合計	201	265	278	284	291	291
		低学年	154	212	222	226	231	230
		高学年	47	53	56	58	60	61
	②確保の内容							
	過不足(②-①)							

区分 ※単位:人日			令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
天真小学校	① 量 の 見込み	合計	110	96	89	84	79	73
		低学年	102	79	74	70	66	61
		高学年	8	17	15	14	13	12
	②確保の内容							
	過不足(②-①)							
区分 ※単位:人日			令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
城南小学校	① 量 の 見込み	合計	156	200	194	197	200	204
		低学年	119	151	146	148	150	152
		高学年	37	49	48	49	50	52
	②確保の内容							
	過不足(②-①)							
区分 ※単位:人日			令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
多賀城八幡小学校	① 量 の 見込み	合計	80	112	115	119	129	137
		低学年	62	88	91	95	103	110
		高学年	18	24	24	24	26	27
	②確保の内容							
	過不足(②-①)							

確保の内容

※今後追加

(5) 利用者支援事業

事業の概要

身近な場所で、子どもと保護者または妊娠している方が、様々な施設・事業などの支援メニューの中からニーズに合わせた必要な支援サービスを選択して利用できるよう、保健師や子育てコンシェルジュなどにより情報提供や相談・援助を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:か所	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	4	4	4	4	4
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(6) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

地域において子育て親子（おおむね3歳未満の児童）の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止や子どもたちの健やかな育ちを促進する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人日	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	39,416	31,999	32,354	34,184	34,780	35,241
②確保の内容						
※実施箇所数						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の概要

子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整などを行う事業です。

※利用会員と協力会員を兼ねる方を両方会員と言います。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人日	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,300	1,554	1,531	1,502	1,477	1,488
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

支援・相談中の家庭において、保護者の育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する施設（ファミリーホーム等）で児童を預かり、必要な保護・養育を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人日	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10	10
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要に応じ助言や適切なサービス提供につなげる事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人回	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	527	443	437	432	428	420
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(10) 養育支援訪問事業

事業の概要

助産師や保健師などの専門職により、妊娠期の相談、児童の成長に合わせた相談等支援を行います。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人回	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	35	35	35	34	34
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(11) 妊婦健康診査事業

事業の概要

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む。）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。本市では、妊婦が産院で受診する基本健診（1人14回）等に補助をしています。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人回	令和6年度 (計画)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,627	5,278	5,212	5,157	5,092	2,519
※交付人数(人)	597	482	476	471	465	230
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、特定教育・保育施設事業者が実費徴収している日用品や文房具の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

確保の内容

※今後追加

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

事業の概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保の内容

新規開設した教育・保育施設等が保育の質を保つため、安定的・継続的に事業を運営できるよう、支援・指導を実施していくとともに、施設同士での連携やつながりが持てるような案内や支援を行います。

(14) 産後ケア事業

事業の概要

出産後年1未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:実人数	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		390	385	381	377	370
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

※算出方法

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）での記載なし

多賀城市にてすでに実施中。実績をベースに算出する。

例) 出生数に対する実績の割合×出生数(0歳児の推計)

<https://www.city.tagajo.miyagi.jp/oyako/kosodate/ninshin/sangokea.html>

※参考

厚生労働省「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/sanzensangogaidorain.pdf>

対象者

- 褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児のうち、下記(1)～(4) ※割愛を基に、市区町村の担当者がアセスメントし、利用者を決定する。なお、母親のみの利用を妨げるものではない。

実施の方法

(1) 宿泊型

利用者を宿泊させて産後ケアを行う。

利用期間は、原則として7日以内とし、分割して利用しても差し支えない。市区町村が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

実施担当者は、宿泊型の産後ケア事業については、実施場所によらず、1名以上の助産師等の看護職を24時間体制で配置する。病院、診療所で実施する場合、医療法（に基づく人員とは区別することが望ましい。

実施場所：助産師の保健指導として産後ケアを行う場合は、病院若しくは病床を有する診療所において本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行う、又は入所施設を有する助産所において行うことが適切である。

(1) 宿泊型

利用者と日時を調整し、利用所の居宅を訪問して保健指導、ケアを行う。利用者は、産後に家族のサポートが十分に受けられない者、身体的心理的に不安を抱えている者、授乳が困難な状況のまま分娩施設を退院するなど、授乳に支援が必要な者等が想定される

(15) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人日	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		35	35	34	34	34
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

※算出方法

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/8443c86a/20240312_policies_kokoseido_law_jimurenaku_285.pdf

【量の見込み（人日）】＝

$$【A 推計児童数（人）】 \times \frac{【C 対象世帯数（世帯）】}{【B 全児童数（人）】} \times 【D 平均利用日数（日）】$$

A 推計児童数……各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口

C 対象世帯数……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象世帯数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

※ヤングケアラーに関する実態調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うことも考えられる。

D 平均利用日数…1人当たりの利用が必要と思われる日数

※参考

こども家庭庁「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/85b8b8db/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_31.pdf

対象者

●児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

(16) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		23	22	22	21	21
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

※算出方法

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/8443c86a/20240312_policies_kokoseido_law_jimurenaku_285.pdf

$$\text{【量の見込み（人）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象児童数（人）】}}{\text{【B 6歳以上の児童数（人）】}}$$

A 推計児童数……………各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

B 6歳以上の児童数…対象児童数算出時点の6～17歳の児童人口

C 対象児童数……………相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。なお、対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に教育委員会・学校等の関係部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校において課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業を利用するものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

※参考

こども家庭庁「児童育成支援拠点事業ガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/f78b0b58/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_33.pdf

対象者

●児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

(17) 親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

※算出方法

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/8443c86a/20240312_policies_kokoseido_law_jimurenaku_285.pdf

$$\text{【量の見込み（人）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B全児童数（人）】}}$$

A 推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口

C 対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

※参考

対象者

- 親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭で、次に掲げるような状態にある者を対象とする。
 - （１）保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
 - （２）保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
 - （３）乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

(18) 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		902	890	879	871	855
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

※算出方法

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）での記載なし

多賀城市にてすでに実施中。（出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）事業）

実績をベースに算出する。

例）出生数に対する実績の割合×出生数（0歳児の推計）

<https://www.city.tagajo.miyagi.jp/oyako/kosodate/ninshin/syusankosodateoen.html#:~:text=%E6%9C%88%E6%97%A5-,%E4%BC%B4%E8%B5%B0%E5%9E%8B%E7%9B%B8%E8%AB%87%E6%94%AF%E6%8F%B4,%E3%81%9F%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%92%E8%A1%8C%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82&text=%E2%9E%A2%E5%87%BA%E7%94%A3%E3%81%B8%E3%81%AE%E8%A6%8B%E9%80%9A%E3%81%97%E3%82%92%E7%AB%8B%E3%81%A6%E3%81%BE%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%80%82&text=%E2%9E%A2%E7%94%A3%E5%89%8D%E3%83%BB%E7%94%A3%E5%BE%8C%E3%81%AE%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%80%81%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E7%A2%BA%E8%AA%8D%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>

※参考

こども家庭庁「出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2155e51b-cf4d-4b91-bad6-f58999c05381/7718e41a/20231107_councils_shingikai_kodomo_kosodate_kikaku_XegqFr99_01.pdf

<改正のイメージ（案）>

以下のような改正を行い、令和7年度からスタートすることとしてはどうか。

- 経済的支援は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設**し、伴走型相談支援は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**することとする。その上で、**市町村は、新たな個人給付は、相談支援事業等の支援と組み合わせて行う**ことを規定する。

【子ども・子育て支援法の新たな個人給付】

- 子ども・子育て支援法上の新たな給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、**妊婦に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設**する。
- 具体的な規定イメージと運用イメージは下記のとおり。
妊婦に着目した給付であることから規定は左側のとおりとなるが、**運用は現行と同様とすることを想定**。

○規定イメージ	○運用イメージ
<1回目の支給> ・ 妊婦（※1）は妊婦のための支援給付申請を行う。 ・ 市町村は申請に基づき給付認定を行い、認定直後に5万円を支給する（※2）。 （※1）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として規定。 （※2）現金その他適当な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給すると規定。 <2回目の支給> ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。 ・ 市町村は届出後に残りの額として妊娠している子どもの人数×5万円を支給する。	<1回目の支給> ・ 妊婦は、妊娠届出や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行うことを想定。 給付のために別途、来所等は不要。 ・ 市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施。 <2回目の支給> ・ 5万円の支給を受けた方は、出生届時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠している子どもの人数等の届出を行うことを想定。

【児童福祉法の新たな相談支援事業】

- 伴走型相談支援については、**主に妊婦・その配偶者等**に対して（※）**面談等により情報提供や相談等を行う事業として「妊婦等包括相談支援事業（仮称）」を創設**し、児童福祉法の他の事業と同様に**市町村の実施の努力義務等を規定**する。合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能。
（※）その他内閣府令で対象者を定めることを想定。
- 事業の具体的な実施方法については、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる今年度の調査研究結果を踏まえて、来年度、相談支援のあり方についての検討を行う予定。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要

保育所等に通所していない0歳6箇月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分 ※単位:人日	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		算出中	7	12	24	23
②確保の内容						
過不足(②-①)						

確保の内容

※今後追加

※算出方法

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）での記載なし

例) 0-2歳で事業を利用していない児童数の割合×アンケートで利用の希望がある割合
×0-2歳児童推計

※参考

こども家庭庁「こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0bce7a5a-1447-4ca5-af04-d3c5616eff9e/047b5749/20231225_councils_daredemotsuuen_38XFPZ8w_05_0.pdf

実施主体

☞この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

実施方法

☞**対象となるこども**について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。

☞**実施場所**について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

☞**事業内容**について、①～⑤を実施するものとする。

①利用方法と実施方法（ア～ケ）、②指導監督（ア～ウ）、③賃借料補助、④検証、⑤実績報告

①**利用方法と実施方法**について、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。

イ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する。

ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。

オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

キ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

6 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供や子ども・子育て支援をすることとで、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものとされています。

本市でも、以下の視点を基に、子育て支援を実施していきます。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園の整備を支援するとともに、認定こども園や幼稚園、保育所、地域型保育事業との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

(2) 保育所や幼稚園、認定こども園と小学校の円滑な連携・接続の推進

保育所や幼稚園、認定こども園と小学校の円滑な連携・接続のために、園児と小学生児童との交流活動、保育士や幼稚園教諭と小学校教諭との情報交換会などの開催、保育士などによる小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設等の保育参観など、接続を意識した取組みを推進します。

(3) 教育・保育の質の向上

基幹機能を有する公立保育所を中心に幼児教育・保育の専門的知識・技能を持つ者を配置し、幼稚園教諭や保育士などの研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。

(4) 特別な支援が必要な子どもの受入れ

障害児や外国につながる幼児、貧困状態にある子どもなどの特別な支援が必要な子どもの受入れについては、関係機関と連携し、状況の把握および必要な調整を行い、円滑な教育・保育の提供体制の確保に努めます。

【参考】第3期計画にかかる整備予定施設のまとめ

幼児教育・保育の無償化の開始等に伴う母親の就労率の上昇を受け、これまで積極的に教育・保育施設等の整備を行ってきましたが、運営中の施設の中には、経年劣化等に伴う修繕や改修が必要となっている施設があることから、市として民間施設における施設整備事業に対する支援を行っていきます。

(1) 教育・保育施設等

○認可保育所

(単位：か所、人)

年度	施設		箇所数	年齢別定員（予定）								
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	合計
R7	認可保育所	修繕	2									
R8	認可保育所（公立1）	休止（改修）	1									
R9	認可保育所（公立2）	廃止（R9.3）	1	△ 6	△ 12	△ 12	△ 30	△ 20	△ 20	△ 20	△ 60	△ 90
	認可保育所（公立1）	運営再開	1	12	15	15	42	16	16	16	48	90

※開設(R3)年度のみ定員数30人

○地域型保育事業

(単位：か所、人)

年度	施設		箇所数	年齢別定員（予定）								
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	合計
R9	小規模保育事業所	改築	1									

○認定こども園

(単位：か所、人)

年度	施設		箇所数	年齢別定員（予定）								
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	3歳以上児計	合計
R9	幼保連携型認定こども園 （幼稚園移行）	保育部分	1	0	0	6	6	14	14	14	42	48
		教育部分						38	26	26	90	90
	幼保連携型認定こども園 （幼稚園移行）	保育部分	1	0	5	24	29	50	50	50	150	179
		教育部分										
合計			2	0	5	30	35	102	90	90	282	317

(2) 放課後児童クラブ (単位：か所、人)

年度	小学校区	整備（予定）	
		支援単位数	受入児童数
R7	山王小学校	1	16

7 産後の休業及び育児休業後における事業の円滑な利用

※今後作成

※指針の任意掲載項目になります。

【指針の内容】

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境を整えることが重要である。

これらの点を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

8 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策として、早期発見、早期対応のための継続的な支援を行うとともに、利用者支援事業などを通じて関係機関との連携を強化し、実情の把握の共有化を図り虐待予防に努めます。

また、体罰・暴力などによる子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てへの理解促進のため、乳幼児健診の場や子育て支援拠点、教育・保育施設等などの様々な機会を活用し普及啓発を行います。

9 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※今後作成

※指針の任意掲載項目になります。

【指針の内容】

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに則して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進する。

10 障害児施策の充実等

※今後作成

※指針の任意掲載項目になります。

【指針の内容】

乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要である。また、本人及び保護者と市町村、教育委員会、学校等とが、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが求められる。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障害者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制整備を行うことが必要である。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

11 仕事と生活の調和の実現のための支援

※今後作成

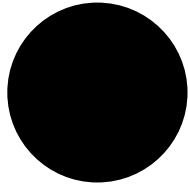
※指針の任意掲載項目になります。

【指針の内容】

市町村は、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、次のような施策を進めることが望ましい。その際、都道府県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組みを進めることが必要である。

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。



資 料

1 計画の策定体制

※今後追加

事業計画部分だけだと項目が少ないため、こども計画に関する内容も含めて記載しています。

2 国の動向

■「子ども・子育て支援法」改正以降の国の動向

年月	法律・制度等
平成30年4月	◇「子ども・子育て支援法」改正
平成30年6月	▼「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
平成30年9月	◇「新・放課後子ども総合プラン」策定
令和元年5月	◇「子ども・子育て支援法」改正
令和元年6月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正
令和元年11月	●「子供の貧困対策に関する大綱」決定
令和2年3月	◇「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定
令和2年5月	▼「第4次少子化社会対策大綱」策定
令和2年12月	▼「全世代型社会保障改革の方針」策定 ◇「新子育て安心プラン」公表
令和3年4月	■「子供・若者育成支援推進大綱(第3次)」決定
令和3年5月	◇「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」改正
令和3年6月	◇「医療的ケア児支援法」成立
令和3年12月	☆「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定
令和4年12月	◇「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定
令和5年3月	▼「こども・子育て政策の強化について(試案)」公表
令和5年4月	☆「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行
令和5年12月	☆「こども大綱」決定
令和6年5月	☆「こども計画策定ガイドライン」の提示

幼児教育・保育無償化
(10月より実施)

不妊治療、待機児童解消、
男性の育児休業取得
などの少子化対策を提示

“医療的ケア児”
に関する初めての法律

“こどもまんなか社会”
の実現へ

少子化社会対策大綱、子
供の貧困対策に関する大
綱、子供・若者育成支援推
進大綱の3大綱が一本化

※◇子ども・子育て関連・●貧困関連・■子若関連・☆こども基本法関連・▼その他

■計画策定に関連する近年のトピックス

こども基本法の成立

- すべての子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
- 当事者となる子どもへの意見聴取が義務となる。

こども大綱の策定

- 「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化。
- こども大綱の内容を具現化する「こども計画」の策定が努力義務化。

異次元の少子化対策

- 「こども・子育て支援加速化プラン」として、サービス等の量から質へのシフト、全年齢層への切れ目ない支援、社会全体で子育てを応援するための意識改革などが示されている。

3 用語解説

※今後追加